

藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の制定について
藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程を次のように制定する。

2015年（平成27年）12月16日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 制定する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2016年（平成28年）4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、藤沢市立学校教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の整備を図るため、安全衛生に関し必要な事項を定める必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成27年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために教職員の安全及び衛生管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 藤沢市学校設置条例（昭和39年藤沢市条例第39号）別表に規定する学校をいう。
- (2) 教職員 学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員で、常勤のもの（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。）をいう。

(教育委員会等の責務)

第3条 藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校長は、常に教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、安全衛生について、総括安全衛生管理者、衛生管理者及び衛生推進者の指導及び指示に従い、安全衛生に関する事業等に積極的に協力するよう努めなければならない。

(総括安全衛生管理者)

第5条 教育委員会事務局に総括安全衛生管理者を置き、教育部長をもって充てるとともに、次の業務を総括管理する。

- (1) 教職員の危険又は健康障がいを防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める教職員の安全衛生に関すること。

(衛生管理者)

第6条 勤務する教職員が50人以上である学校に衛生管理者を置き、資格を有する教職員のうちから、それぞれ教育長が選任する。

(衛生管理者の職務)

第7条 衛生管理者は、校内を巡視し、設備又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに教職員の健康障がいを防止するための必要な措置を講じなければならない。

(衛生推進者)

第8条 勤務する教職員が49人以下である学校に衛生推進者を置き、資格を有する教職員のうちから、それぞれ教育長が選任する。

(衛生推進者の職務)

第9条 衛生推進者は、第5条各号に掲げる事項のうち、学校の衛生に係る事項を管理する。

2 衛生推進者は、当該学校に勤務する教職員の衛生推進のため、学校長等が必要と認める業務を行う。

(産業医)

第10条 教職員の健康管理について適切な措置を講じるため、法13条に規定する産業医を置き、教育長が委嘱する。

(産業医の職務)

第11条 産業医は、第5条各号に掲げる事項のうち、医学に関する専門的知識を必要とするもの及び医学的措置に係る事項を行う。

(健康診断の実施)

第12条 教育長は、教職員の健康管理のため、次の各号に掲げる健康診断を、当該各号に定めるところにより実施する。

(1) 定期健康診断 年1回以上定期的に教職員に対し行う。

(2) 特別健康診断 法令に定めがある場合その他教育長が必要と認める場合に、教職員の全部又は一部に対して行う。

2 前項の健康診断の項目は、別に定める。

(教職員の受診義務)

第13条 教職員は、指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、長期療養者等については、この限りではない。

(衛生委員会の設置)

第14条 教職員の衛生に関する事項を調査審議するため、勤務する教職員が50人以上である学校に衛生委員会を置く。

(衛生懇談会の設置)

第15条 勤務する教職員が49人以下である学校に衛生懇談会を置く。

(学校衛生協議会の設置)

第16条 衛生委員会、衛生懇談会等の調整及びその重要事項を調整審議するため、学校衛生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会に関する事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。